



福岡医発第 167 号 (地)
令和 3 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病医療費助成制度における指定医療機関の取扱い変更に関する
リーフレットの送付及び指定医療機関の申請手続の周知について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より別添のとおり通知がありました。

本件は、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病について、令和 3 年 4 月 1 日以降、福岡県が発行する小児慢性特定疾病医療受給者証については、小児慢性特定疾病医療費助成制度における指定医療機関名（以下、「指定医療機関」という。）の記載を廃止し、受給者は指定医療機関であればどこでも小児慢性特定疾病医療（小児慢性特定疾病公費対象の医療）を受けられるよう変更する旨をお知らせするものです。

ただし、従前どおり、指定医療機関の申請をしていない医療機関における診療については公費対象外となりますのでご留意いただきますようお願いいたします。指定医療機関の申請手続については、以下の福岡県ホームページをご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、この取扱いの変更については、指定医療機関に対し、同課より直接別添のリーフレットが送付されておりますことを申し添えます。

福岡県小児慢性特定疾病医療費トップページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouman-fukuoka1.html>

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

2 疾病第 8199 号
令和 3 年 3 月 25 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)



小児慢性特定疾病医療費助成制度における指定医療機関の取扱い変更に関するリーフレットの送付及び指定医療機関の申請手続の周知について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病について、令和 3 年 4 月 1 日以降、福岡県の発行する小児慢性特定疾病医療受給者証については、指定医療機関名の記載を廃止し、受給者は指定医療機関であればどこでも小児慢性特定疾病医療（小児慢性特定疾病公費対象の医療）を受けられることとします。

この取扱い変更について、福岡県が指定する指定小児慢性特定疾病医療機関に宛てて、別添のリーフレットを送付していますので、参考にお送りいたします。

ただし、従前どおり、指定小児慢性特定疾病医療機関の申請をしていない医療機関における診療については公費対象外となりますので、指定小児慢性特定疾病医療機関の申請手続につきまして、貴会員へ周知をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この取扱い変更や申請手続につきましては、以下のホームページに掲載されておりますので、申し添えます。

○ 福岡県小児慢性特定疾病医療費トップページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouman-fukuoka1.html>

【連絡先】

福岡県保健医療介護部

がん感染症疾病対策課・難病等助成係 津野

TEL092-643-3267 FAX092-643-3331

令和3年4月1日から

**現在お持ちの受給者証に記載のない「指定医療機関
(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)」においても、
受給者証を使用できるようになります。**

～注意事項～**● 令和3年4月1日以降は、指定医療機関の追加・変更に係る手続きが不要になります。**

- ① 受給者証の利用方法については、これまでと変更はありません。
※氏名・住所・保険等の変更はこれまでと同様に保健所の窓口で手続きが必要です。
- ② 指定医療機関以外の医療機関では医療費助成の対象になりません（これまでと同様）。
※指定医療機関であっても、承認された病名に関係がない治療等は医療費助成の対象となりません。
- ③ 令和3年3月31日診療分までは、これまでどおり、申請した指定医療機関での診療分のみを医療費助成の対象とします。
- ④ 各都道府県、政令指定都市または中核市が指定した指定小児慢性特定疾病医療機関であれば受給者証を使用でき、医療費の助成を受けることができます。
- ⑤ 受給者証の取り扱いは、各都道府県・政令指定都市・中核市によって異なります。転居の際はご注意ください。

<<指定医療機関かどうかの確認方法>>

- ① 各医療機関へ問い合わせる。
- ② ホームページで確認する。

※各医療機関が所在する都道府県、政令指定都市または中核市のホームページ

- ③ 各保健福祉（環境）事務所または各市保健所へ問い合わせる。



難病指定医療機関

指定小児慢性特定疾病医療機関

開設者 様

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(難 病 等 助 成 係)特定医療費(指定難病)受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証が利用できる
指定医療機関の取扱いの変更等について(通知)

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定医療費(指定難病)(法別番号:54)及び小児慢性特定疾病医療(法別番号:52)が利用
できる指定医療機関の取扱いを下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

記

1 変更内容

(1) 特定医療費(指定難病)及び小児慢性特定疾病医療費の適用方法の変更

	現 行	変 更 後
難病 (54)	受給者証に記載された医療機関のみ 公費適用ができます。	全国の都道府県または政令指定都市が指 定した難病指定医療機関であれば、公費適 用ができます。
小慢 (52)	受給者証に記載された医療機関のみ 公費適用ができます。	全国の都道府県、政令指定都市または中核 市が指定した指定小児慢性特定疾病医療 機関であれば、公費適用ができます。

(2) 特定医療費(指定難病)受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証の記載内容の変更

	現 行	変 更 後
難病 (54)	患者さん個々に認定した指定医療 機関の名称と所在地を全て記載し ています。	指定医療機関欄には全受給者一律 「各都道府県または政令指定都市の指定す る難病指定医療機関」と記載します。
小慢 (52)	患者さん個々に認定した指定小児 慢性特定疾病医療機関の名称と所 在地を全て記載しています。	指定医療機関欄には全受給者一律 「各都道府県、政令指定都市または中核市 の指定する指定小児慢性特定疾病医療機 関」と記載します。

2 実施日

令和 3 年 4 月 1 日受診分から

3 留意事項

(1) 今回の取扱いの変更は全国一律に実施されるものではありません。福岡県以外が発行する
受給者証の取扱いにつきましては、発行元の自治体にご確認ください。(※福岡市・北九州市・久留米市の発行する難病・小慢受給者証については、福岡県と同様
の取扱いとなります。)(2) この取扱いの変更に伴う受給者証の一斉再交付はいたしません。新たな受給者証を交付す
る理由が生じた方から順次、上記の記載内容に変更します。

(※受給者のみなさまには、別添のリーフレットを送付しております。)

(3) 取扱い変更前に交付した受給者証(指定医療機関の名称等の記載があるもの)で自医療機
関の記載がなくても、令和 3 年 4 月 1 日受診(利用)分から公費適用をしていただけます。

【お問い合わせ先】

福岡市保健医療介護部がん感染症疾病対策課 難病等助成係

092-643-3267